

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案(第8版(案)) 新旧対照表(下線部分は改訂部分(※))
【パブリック・コメント後】(更新箇所:黄色マーカー部分)

(※)本新旧対照表の他、改訂時には次の点についてもそれぞれ修正を行う。

- ・ ガイドラインの制度解説等で一般的に使われる用語「放送事業者(放送局)」は「親事業者」あるいは「発注者」、「製作会社」は「下請事業者」あるいは「受注者」へ修正
- ・ 本文や脚注記載の各種データの日付、出典、URL、頁数や参考資料等について最新版へ修正
- ・ 用語の統一は省略

改訂後(第8版)	現行(第7版)
【目次】	
<p>【第1版】平成21年2月25日 【第2版】平成21年7月10日 【第3版】平成26年3月10日 【第4版】平成29年3月31日 【第5版】平成29年7月21日 【第6版】令和元年8月9日 【第7版】令和2年9月30日 【第8版】令和6年10月18日</p>	<p>【第1版】平成21年2月25日 【第2版】平成21年7月10日 【第3版】平成26年3月10日 【第4版】平成29年3月31日 【第5版】平成29年7月21日 【第6版】令和元年8月9日 【第7版】令和2年9月30日</p>

【序章 はじめに】

序章 はじめに

1. ガイドライン策定・改訂の背景
(略)

総務省では、平成20年1月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」(座長: 舟田正之立教大学法学部教授(当時))を開催し、平成21年2月、トンネル会社の規制、発注書の交付及び契約書の取り交わし、買ったたき等の具体的事例とその解説を中心とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定した。

その後、平成21年7月に第2版(アニメ制作等、問題となり得る取引事例を追加)、平成26年3月に第3版(消費税増税対策を追加)、平成29年3月に第4版(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正に伴う改訂)、平成29年7月に第5版(本ガイドラインの対象範囲に衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者を追加)と累次にわたり改訂を行ってきた。

そして、平成30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」や、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」(平成30年8月23日)等を踏まえ、総務省では、平成30年10月から、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長: 舟田正之立教大学法学部名誉教授、以下「検証・検討会議」という。)を開催し、有識者、関係省庁、放送事業者及び番組製作会社の関係団体等による議論を重ね、令和元年8月に全体の構成を見直し、第6版として改訂した。

さらに、総務省が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、令和元年11月から実施している「ガイドライン遵守状況調査」の結果等を踏まえ、同年12月より、検証・検討会議における議論を再開し、①業務委託類型別の著作権の帰属等の明確

序章 はじめに

1. ガイドライン策定・改訂の背景
(略)

総務省では、平成20年1月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」(座長: 舟田正之立教大学法学部教授(当時))を開催し、平成21年2月、トンネル会社の規制、発注書の交付及び契約書の取り交わし、買ったたき等の具体的事例とその解説を中心とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。

その後、平成21年7月に第2版(アニメ制作等、問題となり得る取引事例を追加)、平成26年3月に第3版(消費税増税対策を追加)、平成29年3月に第4版(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正に伴う改訂)、平成29年7月に第5版(ガイドラインの対象範囲に衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者を追加)と累次にわたり改訂を行ってきた。

そして、平成30年6月4日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～」を受けて同年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、放送コンテンツの製作現場の更なる環境改善のため、総務省において、実態調査の実施やガイドラインの見直し等に取り組むこととされた。また、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」(平成30年8月23日)においても、ガイドラインの見直しや外部有識者から構成される体制の整備などについて提言が行われた。

こうした状況を受け、総務省では、平成30年10月から、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するため、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長: 舟田正之立教大学法学部名誉教授、以下「検証・検討会議」という。)を開催し、有識者、関係省庁、放送事業者及び放送番組製作会社の関係団体等による議論を重ね、令和元年8月に全体の構成を見直し、第6版として改訂された。

その後、令和元年11月から実施している総務省、公正取引委員会及び中小企業庁による「ガイドライン遵守状況調査」により、著作権の帰属について放送事業者と番組製作会社との間で認識の差が存在すること、番組製作会社間の下請取引につい

改訂後(第8版)

化、②元請けとなる番組製作会社が再委託を行う場合の番組製作会社間の製作取引の適正化、③3条書面に関する記載内容の明確化と役務委託を含む発注書面のひな形の充実、④各種事例の追加等を行い、令和2年9月に第7版として取りまとめた。

その後の「ガイドライン遵守状況調査」及び「放送コンテンツ製作取引実態調査」(アンケート)の結果や、令和3年から中小企業庁が実施している、「価格交渉促進月間」フォローアップ調査において、「放送コンテンツ」の業種別の価格転嫁率の順位が27業種中26位と低い状況が続いていることなどを踏まえて、令和5年12月から検証・検討会議においてガイドライン改訂に向けた議論を行ってきた。

検証・検討会議においては、著作権の帰属及び適正な製作費の在り方を中心に、発注側と受注側の業界団体からヒアリングを実施するとともに、番組製作現場の就業環境の実態について共有した上で、第8版の改訂内容を取りまとめた。

2. ガイドラインの内容 (略)

(2) 対象とする放送事業者・番組制作会社

本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とし、番組製作会社は、当該テレビジョン放送のための放送コンテンツの製作に関わる者とする。

現行(第7版)

ても適正化の課題が存在すること及び放送事業者によって下請法の対象となる取引(情報成果物作成委託)の範囲に関する理解等にばらつきがあることが明らかとなったため、同年12月より、検証・検討会議における議論を再開した。検証・検討会議では、3月末までに順次実施された遵守状況調査の結果に加え、令和元年度から設問の改善を行った「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査の結果についての分析を行い、発注時に契約の種類や著作権の帰属等について明確化することにより取引の透明性の向上を図るとともに、放送事業者と番組製作会社間の製作取引の適正化に留まらず、再委託も含めた取引の適正化を推進するための論点を整理し、集中的に議論を行った。

さらに、令和2年7月2日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する答申」を受けて同年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、①業務委託類型別の著作権の帰属等の明確化、②元請けとなる番組製作会社が再委託を行う場合の番組製作会社間の製作取引の適正化、③3条書面に関する記載内容の明確化と役務委託を含む発注書面の雛形の充実、④各種事例の追加等を行い、本ガイドラインが従来目的としてきた放送事業者と番組製作会社間の製作取引の一層の適正化に留まらず、放送コンテンツの製作取引全体の適正化の実現に向け、この度、第7版として取りまとめたところである。

2. ガイドラインの内容 (略)

(2) 対象とする放送事業者・番組制作会社

本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とし、番組製作会社は、放送コンテンツの製作に関わる者とする。

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>(略)</p> <p>(3) 対象とする法令 今回、放送コンテンツの製作取引の関係を分析するに当たり、適用される法律としては、民商法や刑法などの一般法のほか、下請法、<u>フリーランス・事業者間取引適正化等法</u>、独占禁止法、放送法、著作権法などがある。</p> <p>(略)</p> <p>ア 下請法 (略)</p> <p>・親事業者の4つの義務について ①書面の交付義務(法第3条) <u>②支払期日を定める義務(法第2条の2)</u> ③書類の作成・保存義務(法第5条) ④遅延利息の支払義務(法第4条の2)</p> <p>(略)</p> <p>・親事業者の11の禁止事項について (略)</p> <p>⑪不当な給付内容の変更<u>及び不当な</u>やり直しの禁止(法第4条第2項第4号) (略)</p> <p><u>イ フリーランス・事業者間取引適正化等法</u> <u>放送事業者や番組製作会社と取引を行うフリーランスの事業者が存在することから、令和6年11月1日に施行されるフリーランス・事業者間取引適正化等法及び同法に関連する政省令、各種ガイドラインについても、参照することが必要である。なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法、下請法のいずれにも違反する場合には、それぞれ、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法が優先適用される。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(3) 対象とする法令 今回、放送コンテンツの製作取引の関係を分析するに当たり、適用される法律としては、民商法や刑法などの一般法のほか、下請法、独占禁止法、放送法、著作権法などがある。</p> <p>(略)</p> <p>ア 下請法<u>について</u> (略)</p> <p>・親事業者の4つの義務について ①書面の交付義務(法第3条) ②書類の作成・保存義務(法第5条) <u>③下請代金の支払期日を定める義務(法第2条の2)</u> ④遅延利息の支払義務(法第4条の2)</p> <p>(略)</p> <p>・親事業者の11の禁止事項について (略)</p> <p>⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(法第4条第2項第4号) (略)</p> <p>(新規)</p>

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p><u>ウ</u> 独占禁止法</p> <p>例えば、発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為(買ったたき等)が禁止されている(いわゆる「優越的地位の濫用」)。なお、「優越的地位」に関する説明については(4)にて後述する。</p> <p><u>エ</u> 著作権法 (略)</p> <p><u>オ</u> 放送法 (略)</p> <p>(4)「優越的地位」に関する考え方</p> <p>本ガイドラインにおいては、下請法やフリーランス・事業者間取引適正化等法のみならず、独占禁止法にも基づき、事例の解説を行っている。独占禁止法上の優越的地位の濫用の適用を検討する上では、放送事業者の取引上の優越性について整理する必要がある。 (略)</p> <p>(5) ガイドラインの構成 (略)</p> <p>第1章～第6章では、「書面の交付」、「取引価格の決定」、「著作権の帰属」、「取引内容の変更・やり直し」、「<u>就業環境の整備</u>」といったテーマごとに、下請法又は独占禁止法上問題となり得る事例を提示しつつ、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」や、独占禁止法の指針等に照らして、下請法又は独占禁止法上留意すべき点を示している。また、下請法又は独占禁止法の趣旨を踏まえて行われている事例や、取引においてより推奨されるべき、望ましい取引事例などを挙げ、取引適正化に向けて参考とすべき具体的な事例を示している。<u>また、フリーランス・事業者間取引適正化等法上留意すべき点についても、付記している。</u></p> <p>なお、第1章～第6章の各章で示す「問題となり得る取引事例」については、あくまで例示であり、違法であるか否かについては、実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。</p>	<p><u>イ</u> 独占禁止法について</p> <p>例えば、発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為(買ったたき等)が禁止されている(いわゆる「優越的地位の濫用」)。なお、「優越的地位」及び禁止される行為に関する説明及び禁止される行為については(4)にて後述する。</p> <p><u>ウ</u> 著作権法について (略)</p> <p><u>エ</u> 放送法について (略)</p> <p>(4)「優越的地位」に関する考え方</p> <p>本ガイドラインにおいては、下請法のみならず、独占禁止法にも基づき、事例の解説を行っている。独占禁止法上の優越的地位の濫用の適用を検討する上では、放送事業者の取引上の優越性について整理する必要がある。 (略)</p> <p>(5) ガイドラインの構成 (略)</p> <p>第1章～第5章では、「書面の交付」、「取引価格の決定」、「著作権の帰属」、「取引内容の変更・やり直し」といったテーマごとに、下請法又は独占禁止法上問題となり得る事例を提示しつつ、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」や、独占禁止法の指針等に照らして、下請法又は独占禁止法上留意すべき点を示している。また、下請法又は独占禁止法の趣旨を踏まえて行われている事例や、取引においてより推奨されるべき、望ましい取引事例などを挙げ、取引適正化に向けて参考とすべき具体的な事例を示している。</p> <p>なお、第1章～第5章の各章で示す「問題となり得る取引事例」については、あくまで例示であり、違法であるか否かについては、実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。</p>

改訂後(第8版)

しかしながら、問題となり得る取引事例であることから、放送事業者、番組製作会社等関係者にあつては、放送コンテンツの製作取引に際しては、これらの事例を参考に、違反となるようなことがないように十分注意して取引に臨むべきである。

(6) 用語の定義
(略)

((7)を新規に作成して移動)

(第3章 著作権の帰属 1.(1) ウに移動)

カ 略称について
(略)

正式名称	略称
<u>下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)</u>	<u>下請振興法</u>
<u>下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(令和6年3月25日施行)</u>	<u>振興基準</u>
<u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)</u>	<u>フリーランス・事業者間取引適正化等法</u>

以下の文言についても、左欄の用語について右欄のとおり略称を用いることとする。

<u>番組製作会社</u>	「製作会社」と表記する。本ガイドラインでは、放送局の子会社である製作会社と、それ以外の製作会社と双方記述があるが、子会社であるか否かについては明記する。また、製作会社間の取引について、発注した製作会社を元請け、受注した製作会社を孫請けと明記する。 <u>加えて、特段の指定がない限り、番組製作の業務を受託するフリーランスの事業者(フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める「特定受託事業者」を含む。)</u> を
---------------	--

現行(第7版)

しかしながら、問題となり得る取引事例であることから、放送事業者、放送番組製作会社等関係者にあつては、放送コンテンツの製作取引に際しては、これらの事例を参考に、違反となるようなことがないように十分注意して取引に臨むべきである。

(6) 用語の定義
(略)

カ 放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者の契約形態

キ 契約形態と著作権の帰属について

ク 略称について
(略)

(新規)

以下の文言についても、左欄の用語について右欄のとおり略称を用いることとする。

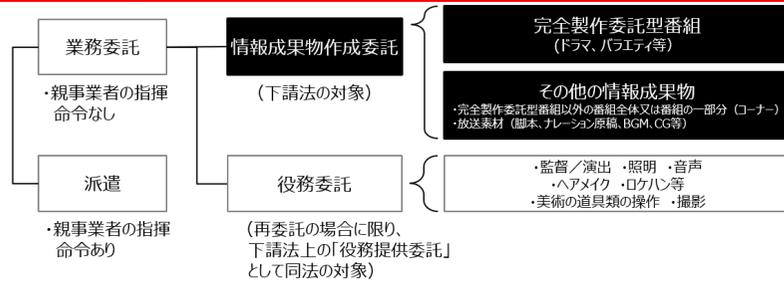
<u>放送番組製作会社</u>	「製作会社」と表記する。本ガイドラインでは、放送局の子会社である製作会社と、それ以外の製作会社と双方記述があるが、子会社であるか否かについては明記する。また、製作会社間の取引について、発注した製作会社を元請け、受注した製作会社を孫請けと明記する。
-----------------	---

改訂後(第8版)

	<u>含む。</u>
放送事業者	放送法第2条第26号に規定する放送事業者をいうが、本ガイドライン上では、「放送局」とし、以下略称として「局」と表記する。

(7) 放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者との契約形態

放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者との契約形態は、主に「業務委託」と「派遣」に分類され、「業務委託」は「情報成果物作成委託」と「役務委託」に分類される。下請法は、「情報成果物作成委託」及び役務委託を再委託する場合⁴に「役務提供委託」として適用される。「情報成果物作成委託」に該当するものは、「完全製作委託型番組」と「その他の情報成果物」である(下図⁵のうち黒色の部分)。



また、「役務委託」の再委託として下請法上の「役務提供委託」に該当する代表的な例としては、「放送局等からディレクター、アシスタント・プロデューサー、アシスタント・ディレクター等、複数名の役務の提供を委託され、その全部又は一部を他の製作会社や個人に再委託する場合」が挙げられる⁶。

なお、情報成果物作成委託と役務提供委託が混在していて一体不可分の取引においては、当該取引に下請法の対象外となる役務委託が含まれている場合であっても、当該取引は一体として下請法の対象になり得る。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による情報成果物作成委託と製造委託が混在している取引における資本金区分の考え方を以下に引用する。

Q26 取扱説明書の内容の作成委託(情報成果物作成委託)とその印刷の委託(製造委託)を一体として発注した場合、下請事業者を画する資本金区分はどう判断すればよいか。
A. 取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託について、それぞれの下請代金を明確にしていないなど、これらが一体不可分の取引として発注された場合に

現行(第7版)

放送事業者	放送法第2条第26号に規定する放送事業者をいうが、本ガイドライン上では、「放送局」とし、以下略称として「局」と表記する。

((6) 用語の定義 カ 放送コンテンツの製作に関する発注者と受注者の契約形態から移動)

改訂後(第8版)

現行(第7版)

は、情報成果物作成委託又は製造委託のいずれかの資本金区分に該当すれば、当該発注は一体として本法の対象となることになる。

なお、それぞれが可分の取引として発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金区分をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、この場合には、親事業者と下請事業者の資本金額によっては一方の取引だけが本法の対象となるということもあり得る。

(出典)公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」(令和5年11月)より

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shitauketext.pdf>

⁴ 親事業者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない。

⁵ 「撮影」について、VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当する。

⁶ (出典):放送コンテンツ適正取引推進協議会「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト」29頁(令和3年9月)

<http://tekisei-torihiki.org/assets/guideline_text.pdf>

一方で、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、発注者が受注者に情報成果物の作成委託を行う場合にも適用され得るほか、役務提供委託において委託する役務が再委託であるか否かを問わず、同法が適用され得る。

(新規)

【第1章 書面の交付】

(1) 書面の交付、具体的必要記載事項について

下請法第3条においては、情報成果物作成委託等の取引を行う場合に、委託内容に関する書面の交付義務が定められており、親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項をすべて記載している書面(以下「3条書面」という。)を「直ちに」下請事業者に交付する義務がある。

具体的な必要記載事項は概ね以下①～⑫のとおりである。

(略)

なお、これまで実施した「ガイドライン遵守状況調査」によれば、役務委託・情報成果物作成委託が混在している取引において書面が不交付であった事例や、情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、3条書面の内容が抽象的(「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載)である事例がみられた。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による「下請事業者の給付の内容の記載」の考え方を以下に引用する。

(略)

なお、フリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合には、下請法同様に、業務委託の内容に関する事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならないこと(以下、当該書面又は電磁的方法による明示を「3条通知」という。)が規定されている⁷。フリーランス・事業者間取引適正化等法においても契約書の交付は義務づけられているわけではないが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられる。また、契約書を3条通知とすることも認められる。

(略)

⁷ なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法上、報酬の支払において、資金移動業者の資金移動業に係る口座への資金移動を行う場合に明示を要する事項については、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(令和6年公正取引委員会規則第3号)第1条第1項第11号参照。

(2) 書面の交付時期について

(1) 書面の交付、具体的必要記載事項について

下請法上、情報成果物作成委託等の取引を行う場合に、委託内容に関する3条書面の交付義務が定められており、親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項をすべて記載している書面(3条書面)を「直ちに」²下請事業者に交付する義務がある。

具体的な必要記載事項は以下のとおりである。

(略)

なお、総務省がガイドラインの遵守徹底による製作取引適正化を推進するため、公正取引委員会・中小企業庁とともに、令和元年11月から「ガイドライン遵守状況調査」⁷を実施したところ、役務委託・情報成果物作成委託が混在している取引において書面が不交付であった事例や、情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、3条書面の内容が抽象的(「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載)である事例がみられた。参考として、公正取引委員会・中小企業庁による「下請事業者の給付の内容の記載」の考え方を以下に引用する。

(略)

(新規)

(2) 書面の交付時期について

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>(略)</p> <p><u>ここでいう「直ちに」とは「すぐに」の意味とされている。例えば契約書を3条書面としようとする場合において、発注後、契約書の締結までに日数を要する場合には、発注後直ちに交付したとはいえず、そのような場合には、親事業者は契約書とは別に必要事項を記載した書面(3条書面)を、発注後直ちに交付する必要がある⁸。</u></p> <p><u>なお、フリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も、3条通知の明示時期について、下請法と同様の定めがある。</u></p> <p>⁸ <u>公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」(令和5年11月)Q32</u></p> <p>(3) 書面の交付方法について (略)</p> <p><u>なお、フリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、電磁的方法により明示を行うときでも、特定受託事業者から事前の承諾を得る必要はない。また、電磁的方法としては、電子メールだけでなく、SNSのメッセージ機能等のうち送信者が受信者を特定して送信することのできるものを用いる方法なども認められる¹⁰¹¹。</u></p> <p>(略)</p> <p>¹⁰ <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項</u></p> <p>¹¹ <u>公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則第2条第1項</u></p> <p><u>2. 問題となり得る取引事例</u></p> <p><u>(1) 情報成果物作成委託</u></p> <p>下請法では下請事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」交付する規定となっているため、事例①のように親事業者が製作終了後に書面を交付することは下請法上問題となる。<u>事例①がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も同様に、同法上問題となる。</u></p> <p>また、事例②や事例③のように、3条書面が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件</p>	<p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) 書面の交付方法について (略) (新規)</p> <p><問題となり得る取引事例(情報成果物委託)></p> <p>下請法では下請事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」交付する規定となっているため、事例①のように親事業者が製作終了後に書面を交付することは下請法上問題となる。</p> <p>また、事例②や事例③のように、3条書面が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件</p>

改訂後(第8版)

を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法上問題となる。事例②や事例③がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、3条通知が明示されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした明示とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充の明示が行われていない場合は、同法上問題となる。

事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。事例④がフリーランス・事業者間取引適正化等法上規制の対象となる場合は、局は3条通知による明示を行う必要がある。

また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっている場合、3条書面の交付がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる(12頁以降を参照)。製作現場の実態としては、全体を役務委託として発注している中には情報成果物作成委託を含む形で取引されている場合があると考えられる。このように情報成果物作成委託と一体不可分で取引されている役務委託については3条書面を交付する必要がある。なお、情報成果物作成委託か役務委託か否か判断に迷うような取引の場合は、当該取引に関するコンプライアンスや安全性確保の観点から、下請法に該当する取引として取り扱うことで下請法上問題となるリスクを低減できる。一方、フリーランス・事業者間取引適正化等法上は、再委託ではない役務の提供委託であっても同法の適用がある。そのため、事例⑤がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合は、情報成果物作成委託と役務提供委託の双方ともに3条通知による明示が行われていなければ、同法上問題となる。

事例⑥のような場合は発注内容が不明瞭であることから下請法上問題となるおそれがある。「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき情報成果物であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。事例⑥がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、3条通知についても、同様である。

現行(第7版)

を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法上問題となる。

事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。

また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっている場合、3条書面の交付がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる(11頁以降を参照)。製作現場の実態としては、全体を役務委託として発注している中には情報成果物作成委託を含む形で取引されている場合があると考えられる。このように情報成果物作成委託と一体不可分で取引されている役務委託については3条書面を交付する必要がある。なお、情報成果物作成委託か役務委託か否か判断に迷うような取引の場合は、当該取引に関するコンプライアンスや安全性確保の観点から、下請法に該当する取引として取り扱うことで下請法上問題となるリスクを低減できる。

事例⑥のような場合は発注内容が不明瞭であることから下請法上問題となるおそれがある。「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき情報成果物であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>また、下請法の要件を満たしている場合、親事業者が製作会社であっても適用され、事例⑦においても下請法上問題となる。<u>事例⑦がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も、同様である。</u></p> <p><u>(2) 役務提供委託(役務委託の再委託)</u> (略)</p> <p><u>一方、フリーランス・事業者間取引適正化等法上は、再委託ではない役務の提供委託であっても同法の適用がある。そのため、事例⑧又は事例⑨がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合は、3条通知による明示が行われていなければ、いずれも同法上問題となる。</u></p> <p>加えて、放送コンテンツの製作取引をめぐる事後のトラブルを回避する一つの方策として、「下請法の対象とならない取引」<u>又は「フリーランス・事業者間取引適正化等法の対象とならない取引」</u>であっても書面の交付等を行うことが考えられる¹³。</p> <p>しかし、全ての取引において3条書面<u>又は3条通知</u>と同様の書面の交付を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、下請法<u>又はフリーランス・事業者間取引適正化等法</u>の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録¹⁴を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。 (略)</p> <p>¹³ (略)</p> <p>なお、「フォローアップ調査」をみると、令和5年度調査における放送事業者からの回答では、「常に発注書を交付していた」及び「おおむね発注書を交付していた」の合計値が<u>96.3%</u>であったが、番組製作会社からの回答では、放送事業者との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が<u>77.5%</u>、番組製作会社との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が<u>70.9%</u>となっている。 (略)</p> <p><u>3. 望ましいと考えられる事例¹⁵</u> (1) 3条書面の交付、契約書の取り交わし</p>	<p>また、下請法の要件を満たしている場合、親事業者が製作会社であっても適用され、事例⑦においても下請法上問題となる。</p> <p><u>＜問題となり得る取引事例(役務提供委託(役務委託の再委託))＞</u> (略) (新規)</p> <p>加えて、放送コンテンツの製作取引をめぐる事後のトラブルを回避する一つの方策として、「下請法の対象とならない取引」であっても書面等の交付を行うことが考えられる¹⁰。</p> <p>しかし、全ての取引において3条書面と同様の書面の交付を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録²³を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。 (略)</p> <p>¹⁰ (略)</p> <p>なお、「フォローアップ調査」をみると、令和元年度調査における放送事業者からの回答では、「常に発注書を交付していた」及び「おおむね発注書を交付していた」の合計値が<u>86.4%</u>であったが、番組製作会社からの回答では、放送事業者との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が<u>75.9%</u>、番組製作会社との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が<u>62.5%</u>となっている。 (略)</p> <p><u>＜望ましいと考えられる事例＞</u> (1) 3条書面の交付、契約書の取り交わしについて</p>

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>(略)</p> <p><u>15 フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される取引においても、3条通知の交付について、本項の事例に準じた取引が行われることが望ましいと考えられる。</u></p> <p>(2) <u>3条書面の</u>交付時期</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) <u>交付時期について</u></p> <p>(略)</p>

【第2章 取引価格の決定】

1. 基本的な考え方

下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが禁止されている(下請法第4条第1項第5号)。

比較される「通常支払われるべき対価」について、運用基準では以下のとおり示されている。

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったたき

(1)(中略)「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常の対価」という。)をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額
イ 当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

「買ったたき」に該当するか否かについては、下請代金の額の決定に当たって下請事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常の取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。特に、十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「放送コンテンツ制作取引実態調査¹⁷⁾」によると、取引価格の決定において、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。運用基準において、以下のように記述されている。

＜基本的な考え方＞

下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが禁止されている。

比較される「通常支払われるべき対価」について、運用基準では以下のとおり示されている。

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったたき

(1)(中略)「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常の対価」という。)をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱う。

「買ったたき」に該当するか否かについては、下請代金の額の決定に当たって下請事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常の取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。特に、十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「フォローアップ調査¹²⁾」によると、取引価格の決定において、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。昨今の働き方改革の動向を踏まえた上で、下請事業者において必要となるコストを計上した積算資料や、親事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。また、令和2年4月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されている。製作会社等の下請事業者が働き方改革関連法を遵

改訂後(第8版)

17 取引価格の決定に関する事前協議について聞いたところ、令和5年度調査における放送事業者からの回答では「全ての番組について事前に十分な協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が96.9%であったが、制作会社からの回答では放送事業者との取引においては「全ての番組について、事前に十分な(両者が納得するまでの)協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が73.6%、番組制作会社との取引においては「全ての番組について、事前に十分な(両者が納得するまでの)協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が63.6%となっている。

(略)

5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

オ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

カ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

(略)

取引価格の決定に当たっては、取引の一方当事者が協議を尽くしたと認識するだけでは不十分であり、親事業者及び下請事業者は、少なくとも年に1回以上の定期的な協議を行うことが求められる。継続的な発注についても下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じることが重要である。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合に、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じることが必要である。

振興基準においては、以下のように記述されている。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事

現行(第7版)

守できるよう、親事業者は下請事業者に対して、適正な対価のないままに短い納期の設定を行ったり、発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底することを含め、下請事業者への発注時期、方法及び内容と、それに伴う製作期間や製作費が適正であるか否かについて、親事業者と下請事業者が十分に協議したうえで契約を取り交わすことが重要である。さらに、運用基準において、以下のように記述されている。

12 取引価格の決定に関する事前協議について聞いたところ、令和元年度調査における放送事業者からの回答では「全ての番組について事前に十分な協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が90.5%であったが、制作会社からの回答では放送事業者との取引においては「全ての番組について、事前に十分な(両者が納得するまでの)協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が72.1%、番組制作会社との取引においては「全ての番組について、事前に十分な(両者が納得するまでの)協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が62.5%となっている。

(略)

5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

(略)

(新規)

項1 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。

[取引対価の協議に関する望ましくない事例]

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、下請事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

(2) 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

(3) 親事業者及び下請事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。)に掲げられている、「事業者が採るべき行動/求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併

せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金(家内労働法(昭和45年法律第60号)に規定する最低工賃を含む。)の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。

(4) 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

(5)～(9) (略)

(出典)中小企業庁 下請中小企業振興法 振興基準

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf>>

また、内閣官房・公正取引委員会が令和5年11月に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえて、発注者として採るべき行動／求められる行動と受注者として採るべき行動／求められる行動が示されている。価格転嫁の交渉において発注者が採るべき行動／求められる行動及び発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられる。

■消費税の転嫁について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)は、令和3年3月31日限りで失効しているが、同法の失効後においても、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題となり得る。また、資本金の額及び取引の内容から、下請法の対象となる場合において、発注者である親事業者が、取引先である下請事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行うことは、下請法上の問題となり得る。

(新規)

■消費税転嫁対策特別措置法について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)は、平成26年4月1日及び平成31年10月1日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定され、平成25年10月1日に施行された。(本法律は平成33年3月31日まで適用される)

資本金等の額が3億円以下である事業者(特定供給事業者(消費税転嫁対策特別措置法第2条第2項各号で規定される事業者であり、特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者をいう。))からの商品の供給に関して、特定供給事業者から継続して商品の供給を受ける法人事業者(特定事業者(消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項各号で規定される事業者をいう。))は、対価の額を

通常支払われる対価に比して低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買ったとき)に該当し、問題となる。

(想定例)

- ・消費税率の引上げに際して、特定事業者は、特定供給事業者に対して一律に一定比率での原価の低減を要請し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。
- ・消費税率の引上げに際して、特定事業者は、材料費や電気料金の低減等の状況の変化がない中で、特定供給事業者に対して消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。
- ・消費税率の引上げ前の税込価格と同額に据え置くことを要請した。

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が、資本金等の額が3億円以下である特定供給事業者に対して、「減額、買ったとき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」といった消費税の転嫁拒否等の行為や、公正取引委員会等に転嫁拒否の実態を訴えたことに対する報復行為(取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱い)を行うことを禁じており、これらの行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表等の措置の対象となる。

特定供給事業者との価格交渉において、特定事業者が外税方式(本体価格)での交渉を拒否した場合は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号違反となる。内税方式の様式の使用を求めることにより特定供給事業者が外税方式での価格交渉を行うことを困難にさせる場合もこれに該当することに留意が必要である。

(想定例)

- ・特定事業者は、特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させた。
- ・特定事業者は、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせた。

(参考)

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(令和6年5月27日)

第4 親事業者の禁止行為

(参考)

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

(定義)

第2条 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

一 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者(特定連鎖化事業(中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。)を行う者を含む。)であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの(以下「大規模小売事業者」という。)

二 法人である事業者であって、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの(大規模小売事業者を除く。)

イ 個人である事業者

ロ 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)である事業者

ハ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者

2 この法律において「特定供給事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

一 事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者

二 前項第二号イからハまでに掲げる事業者が同号の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハまでに掲げる事業者

(特定事業者の遵守事項)

第3条 特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成15年12月11日事務総長通達第18号)

第4 親事業者の禁止行為

3 下請代金の減額

(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ～エ(略)

オ 下請代金の総額はそのまましておいて、数量を増加させること。

(略)

等も含まれる。

なお、上記の考え方は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様である。

2. 問題となり得る事例

(略)

事例①については、以下の理由により、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあると考えられる。

- ・ 下請代金額決定に当たっては、局から一方的に通知され、また異議を述べた場合に、取引を打ち切ることを示唆されており、十分な協議が行われたとはいえないこと。
- ・ 類似の番組について、過去の製作費と比べ、現在の価格が明らかに下回っており、レギュラー番組については一律一定比率で下げられていること。

なお、本事例のように「番組改編期」という時期に、製作費の削減を一律で一方的に告げるなどの行為を行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

事例②の場合、以下の理由により、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあると考えられる。

- ・ 数年前前から継続して請け負っている番組であるが、製作費を局側から協議なく一方的に削減されていること。
- ・ 前述のとおり運用基準では、「通常の対価」の考え方として「当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支

3 下請代金の減額

(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ～エ(略)

オ 下請代金の総額はそのまましておいて、数量を増加させること。

(略)

等も含まれる。

(新規)

<問題となり得る事例>

(略)

(1) 本事例①の場合

事例①については、下請代金額決定に当たっては、局から一方的に通知され、また異議を述べた場合に、取引を打ち切ることを示唆されており、十分な協議が行われたとはいえないこと、また、類似の番組について、過去の製作費と比べ、現在の価格が明らかに下回っており、レギュラー番組については一律一定比率で下げられていることから、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあると考えられる。

なお、本事例のように「番組改編期」という時期に、製作費の削減を一律で一方的に告げるなどの行為を行う場合、より取引上の不均衡が生じうると考えられる。このように、取引上の地位の変化をより及ぼしうる時期に不利益な取引を要請するなどを行うことに対しては、優越的な地位の濫用行為であるとされやすい場合があるということについても留意すべきである。

- ・ 本事例②の場合、数年前前から継続して請け負っている番組であるが、製作費を局側から協議なく一方的に削減されていること、また、前述のとおり運用基準では、「通常の対価」の考え方として「当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>払われる対価をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、「従前の給付に係る単価で計算された対価」を通常対価として取り扱っており、本事例の場合、毎年の製作費と比べ、大幅に削減されていること。</p> <p>(記載場所の変更)</p> <p>(参考) ○下請法 (親事業者の遵守事項) 第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>計算された対価を通常対価として取り扱う。」とされており、本事例②の場合、毎年の製作費と比べ、大幅に削減されていることから、<u>下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあると考えられる。</u></p> <p>(参考) ○下請法 (親事業者の遵守事項) 第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。</p> <p>○独占禁止法 第2条 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。</p> <p>五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。</p> <p>(略)</p> <p>(記載場所の変更)</p>

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p><u>五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。</u></p> <p><u>○独占禁止法</u></p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。</u></p> <p><u>五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p> <p><u>ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。</u></p> <p><u>また、事例①～④がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる取引の場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買ったとき」に該当し、同法上問題となるおそれがある。</u></p> <p><u>3. 望ましいと考えられる事例</u> (略)</p> <p>(2) 契約金額の決定／単価表の活用 (略)</p> <p>これらの事例では、契約金額の決定について、局側の一方的な要請や、発注当時にあいまいな形で行うのではなく、業務内容に応じた適正な価格となるように、事前のチェックや単価の作成など、価格決定のプロセスを透明にしている点で、参考となるものである。ただし、発注者側の単価表や番組製作予算の一方的な押し付けを行い、それが通常の単価を著しく下回るなどの場合は下請法上問題となる場合があるため、注意すべきである。<u>これらの事例が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も同様に、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買ったとき」に該当し、同法上問題となるおそれがあることについても留意すべきである。</u></p> <p>また、受託側である製作会社からの見積りなどをもとに予算額を決定した場合でも、その後、契約内容や業務内容の変更等により、確定額が変動しうる可能性もある</p>	<p>(新規)</p> <p>＜望ましいと考えられる事例＞ (略)</p> <p>(2) 契約金額の決定／単価表の活用 (略)</p> <p>これらの事例では、契約金額の決定について、局側の一方的な要請や、発注当時にあいまいな形で行うのではなく、業務内容に応じた適正な価格となるように、事前のチェックや単価の作成など、価格決定のプロセスを透明にしている点で、参考となるものである。ただし、発注者側の単価表や番組製作予算の一方的な押し付けを行い、それが通常の単価を著しく下回るなどの場合は下請法上問題となる場合があるため、注意すべきである。</p> <p>また、受託側である製作会社からの見積りなどをもとに予算額を決定した場合でも、その後、契約内容や業務内容の変更等により、確定額が変動しうる可能性もあるた</p>

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>ため、確定額が下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反しないように留意する必要がある。</p> <p>そのほか、人手不足や最低賃金(家内労働法(昭和45年法律第60号)に規定する最低工賃を含む。)の引上げに伴う労務費、<u>原材料価格、エネルギーコスト等の上昇</u>など、外的要因により<u>受注事業者のコスト</u>の上昇があった場合には、当該<u>コスト</u>上昇分が反映されるよう、<u>労務費や直接経費、管理費などの費目ごとの価格について発注事業者及び受注事業者</u>が十分に協議した上で取引対価を決定する必要があることに留意すべきである。</p> <p>さらに、<u>他業種においては、業界団体などが原材料やエネルギー、労務費等の価格を一般的に公表されているデータをもとに、分かりやすく資料化することができるようにしたツールを作成している例¹⁹や、契約書や発注書に記載することが望ましい事項について標準的なひな形を掲げている例²⁰があることから、こうした事例も参考として、契約金額の決定や契約内容の協議の円滑化・適正化を図ることが望ましい。</u></p> <p>¹⁹ 埼玉県は、企業の適切な価格転嫁を支援するため、「<u>価格交渉支援ツール</u>」及び「<u>収支計画シミュレーター</u>」を提供しており、<u>価格交渉支援ツールは、企業間で取引される様々な原材料やサービスの価格について、自由に選択し、価格の推移と増減をグラフ化することができるツール、収支計画シミュレーターは、価格転嫁の有無が今後の企業収益に与える影響をシミュレーションできるツールであり、表計算ソフトを使用している。</u></p> <p>(出典 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html) <u>その他、製造業などで業界団体が提供している同様のツールが存在する。</u></p> <p>²⁰ <u>映画制作については、一般社団法人日本映画製作者連盟(映連)、協同組合日本映画製作者協会(日映協)及び各職能団体等が、2023年3月に「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」を策定しており、この中で、契約書・発注書の記載内容等に係る望ましいひな形について掲げている。</u></p> <p><https://www.eiteki.org/wp/wp-content/uploads/pdf/eiteki_guideline.pdf></p>	<p>め、確定額が下請法に違反しないように留意する必要がある。</p> <p>そのほか、人手不足や最低賃金(家内労働法(昭和45年法律第60号)に規定する最低工賃を含む。)の引上げに伴う<u>労務費の上昇</u>など、外的要因により<u>下請事業者の労務費の上昇</u>があった場合には、当該<u>労務費</u>上昇分が反映されるよう、<u>働き方改革の動向も踏まえ親事業者及び下請事業者</u>が十分に協議した上で取引対価を決定する必要があることに留意すべきである。</p> <p>(新規)</p>

【第3章 著作権の帰属】

1. 著作権の帰属、窓口業務

(1) 基本的な考え方

ア 著作権の帰属に関する考え方

(略)

(注釈から本文に移動)○著作権法(定義)第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。(映画の著作物の著作者)第16条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。第29条 映画の著作物(第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。2 専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著

1. 著作権の帰属、窓口業務

<基本的な考え方>

(1) 著作権の帰属に関する考え方¹⁶

(略)

¹⁶ 本章に関連する著作権法の条文は以下のとおりである。(定義)第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。(映画の著作物の著作者)第16条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。第29条 映画の著作物(第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

作物を受信装置を用いて公に伝達する権利三 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

(略)

イ 下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する考え方

番組の著作権について、局と製作会社のどちらに帰属するのかは、著作権法上の判断による。仮に当事者間の契約書に「著作権については局に帰属する」とされていたとしても、上記アのとおり著作権法上の判断によっては、製作会社に著作権が帰属すると解されることがあり得る。その場合は製作会社から局に対して「著作権の譲渡」がなされたときとみるべきであり、当該譲渡の対価などについて以下のような下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題となり得る場合がある。

下請法上の親事業者又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定業務委託事業者となる局が、下請事業者又は特定受託事業者となる製作会社に対して製作を委託した放送番組について、製作会社に帰属する著作権を局に譲渡させるため、給付内容に当該著作権の譲渡も含め、その著作権の譲渡の対価について製作会社と十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常の対価を大幅に下回る下請代金又は報酬の額を定める場合は、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買ったたき」に該当し、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある²⁶。

(略)

²⁶ フリーランス・事業者間取引適正化等法については、1月以上の期間行う業務委託である場合に限る。

<情報成果物作成委託における違反行為事例>

第4 親事業者の禁止行為5 買ったたき

5-13 その他の買ったたき

(略)

(略)

(ウに移動)

(略)

(2) 著作権及び下請法に関する考え方

番組の著作権について、局と製作会社のどちらに帰属するのかは、著作権法上の判断による。仮に当事者間の契約書に「著作権については局に帰属する」とされていたとしても、上記アのとおり著作権法上の判断によっては、製作会社に著作権が帰属すると解されることがありうる。その場合は製作会社から局に対して「著作権の譲渡」がなされたときとみるべきであり、当該譲渡の対価などについて以下のような下請法の問題となり得る場合がある。

下請法上の親事業者となる局が、下請事業者となる製作会社に対して製作を委託した放送番組について、製作会社に帰属する著作権を局に譲渡させるため、下請取引の給付内容に当該著作権の譲渡も含め、その著作権の譲渡の対価について製作会社と十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合は、下請法の「買ったたき」に該当する。

(略)

<情報成果物作成委託における違反行為事例>

5-13 その他の買ったたき

(略)

(略)

あわせて、放送番組の製作には様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるため、著作権がどちらに帰属するかに関わらず、窓口業務の取扱いや二次利

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>27 製作会社が著作権を希望したにも関わらず、局が著作権の譲渡を受けた場合を対象に、事前協議について聞いたところ、令和5年度調査における局からの回答では、「著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全4社中3社、製作会社からの回答では、「著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全24社中2社となっている。 (略)</p> <p>㊦ 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化 発注者の受注者との十分な協議を促進するため、総務省では発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の考え方を一覧表(以下「著作権の帰属等整理表」という。)として整理している。</p>	<p><u>用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要である。この十分な協議を行うための工夫として、例えば、局と製作会社が定期的に意見交換する場を設けるなどの取組が考えられる。親事業者は下請事業者との十分な協議が行われるように様々な取組を進めていくことが望ましい。</u></p> <p>22 製作会社が著作権を希望したにも関わらず、局が著作権の譲渡を受けた場合を対象に、事前協議について聞いたところ、令和元年度調査における局からの回答では、「著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全18社中15社、製作会社からの回答では、「著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした」は全23社中3社となっている。 (略)</p> <p><u>(3) 発注・契約締結段階での著作権の取り扱いの明確化</u> 発注者の受注者との十分な協議を促進するため、総務省では発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の考え方を一覧表(以下「著作権の帰属等整理表」という。)として整理している(「序章2.(6)キ 契約形態と著作権の帰属について」を参照)。</p> <p>(序章 2.ガイドラインの内容 (6)用語の定義 キ 契約形態と著作権の帰属についてから移動)</p>

改訂後(第8版)

業務委託の類型	ガイドライン上の契約形態(発注内容)	契約形態の種類	著作権上の「発意と責任」の所在	原始的な著作権の帰属	二次利用の収益の分配	
情報成果物作成委託	完全製作委託型番組	① 完全製作委託型番組(番組全体)(民放)	製作会社	製作会社(※1)	あり(※2)	
		② 局製作番組の一部分(民放)	製作会社	製作会社(※1)	あり(※2)	
	完全製作委託型番組以外の番組	③ 外部制作委託(NHK)	NHKと製作会社	NHKと製作会社	あり	
		④ 局製作番組(民放)	放送局	放送局	なし	
		⑤ 局製作番組の一部分(民放)	放送局と製作会社	放送局と製作会社	あり(※2)	
		⑥ 局製作番組の一部分(民放)	放送局	放送局	なし	
		放送素材(脚本、ナレーション原稿、BGM、CG等)	⑦ 局製作番組(民放)、外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分(NHK)のうち著作物	製作会社	製作会社等(※1)	なし(脚本等の場合の許諾の場合はあり得る)外部一部委託(NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり
			⑧ 局製作番組(民放)、外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分(NHK)のうち非著作物	—(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	なし
	⑨ 局製作番組(民放)演出委託(NHK)外部一部委託に含まれる業務委託部分(NHK)	—(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	なし外部一部委託(NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり		

(※1)製作会社が放送局に著作権を譲渡する場合(著作権を部分的に譲渡する場合を含む。)には、放送局は十分協議を行った上で適正な著作権譲渡の対価を決定する必要がある。

(※2)契約上の著作権の帰属、製作過程の役割分担及び二次利用の権利処理における貢献などを踏まえて協議によって決定される。

【本表の読み取り方】

- 本表では、ガイドラインの対象となる放送事業者(NHKを除く。)を便宜上「民放」と記載している。

(下へ移動)

現行(第7版)

業務委託の類型	ガイドライン上の契約形態(発注内容)	放送局の番組単位の種別	番組の態様(著作権上の「発意と責任」の所在)	原始的な著作権の帰属(著作権譲渡の有無)	二次使用料の分配
情報成果物作成委託(下請法の対象)	完全製作委託型番組	① 完全製作委託型番組(番組全体)(民放)	番組全体(発意と責任が製作会社)	下請事業者(製作会社)(著作権譲渡はほほ無し)	あり
		② 局製作番組の一部分(民放)	番組の一部分(コーナー)(発意と責任が製作会社)	下請事業者(製作会社)(放送局に著作権譲渡あり得る)	あり/なし(契約上の著作権の帰属による)
	完全製作委託型番組以外の番組全体又は番組の一部分(コーナー)	③ 外部制作委託(NHK)	番組全体(発意と責任がNHKと製作会社)	NHKと製作会社(著作権は共有)	あり
		④ 局製作番組(民放)	番組全体(発意と責任が放送局)	放送局	なし
		⑤ 局製作番組の一部分(民放)	番組の一部分(コーナー)(発意と責任が放送局)	放送局	なし
		⑥ 局製作番組(民放)	放送素材(著作物)(発意と責任が下請事業者(製作会社))	下請事業者(製作会社)(放送局に著作権譲渡あり得る)	なし(脚本等の場合の許諾の場合はあり得る)外部一部委託(NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり
		⑦ 局製作番組(民放)	放送素材(非著作物)(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	なし
業務委託(再委託の場合に限り、下請法の「役務提供委託」として同法の対象)	監督/演出、照明、音声等の委託	⑧ 局製作番組(民放)	—(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	なし
		⑨ 演出委託(NHK)外部一部委託に含まれる業務委託部分(NHK)	—(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	外部一部委託(NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり

(本表では、ガイドラインの対象となる放送事業者(NHKを除く。)を便宜上「民放」と記載している。)

なお、必ずしも全ての製作取引が①～⑧に直ちに当てはまるわけではない。例えば、上記③については、表上は外部制作委託(NHK)のみを記載しているが、一部の民放と製作会社間において番組を共同製作し、著作権を共有する契約が存在しており、このような契約については実質的に③に分類される。また、複数の組み合わせによって成立する製作取引もあり得る。本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。

改訂後(第8版)

- 製作会社(元請け)が製作会社(孫請け)に対し「再委託」する場合、
 - 完全製作委託型番組として再委託するなら、①②(民放を製作会社(元請け)と読み替え、製作会社は製作会社(孫請け)を指す)に該当し、**著作権**が製作会社(元請け)に**帰属する**場合は④⑤⑥に該当、
 - 製作会社(元請け)が放送局から受けた発注が④⑤⑥であれば、製作会社(孫請け)も④⑤⑥、素材の孫請けであれば⑦⑧、とそれぞれ分類される。

発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにするためには、発注段階において、発注者は受注者と十分に協議した上で、「業務委託の類型(情報成果物作成委託/役務委託)」、「**契約形態**の種別」のどれに該当する取引の発注かを外形的に明確にすることが必要である。外形的に明確にする方法として、**以下に留意する。**

- ・ 情報成果物作成委託(著作権の帰属等整理表中、①から⑧の取引)は、下請法の対象となった場合は、下請法に基づき3条書面を交付する義務が**ある。**
- ・ 役務委託(著作権の帰属等整理表中、⑨の取引)は、下請法の対象とならない取引(再委託の場合に限り、下請法の「役務提供委託」として同法の対象)であるが、発注・契約締結の段階から役務委託であることについて双方が共通の認識を持つためには、書面やメールなど客観的な記録が残る手段を用いることが望ましい。なお、事後トラブルを回避する観点から、特に書面の交付による方法を用いる場合の参考として、役務委託の発注書のひな形を添付する(参考資料5)。

また、一般に、発注者は受注者に対し、取引上優位にある可能性が高いといえることから、発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容や**製作実態**に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。

現行(第7版)

- また、上記の表の読み取りにあたっては、製作会社(元請け)が製作会社(孫請け)に対し「再委託」する場合、
- ・ 完全製作委託型番組として再委託するなら、①②(民放を製作会社(元請け)と読み替え、製作会社は製作会社(孫請け)を指す)に該当し、**発意と責任**が製作会社(元請け)にある場合は④⑤に該当、
 - ・ 製作会社(元請け)が放送局から受けた発注が④⑤であれば、製作会社(孫請け)も④⑤、素材の孫請けであれば⑥⑦、とそれぞれ分類される。

発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにするためには、発注段階において、発注者は受注者と十分に協議した上で、「業務委託の類型(情報成果物作成委託/役務委託)」、「**放送局の番組単位の種別**」のどれに該当する取引の発注かを外形的に明確にすることが必要である。外形的に明確にする方法として、

- ・ 情報成果物作成委託(著作権の帰属等整理表中、①から⑦の取引)は、下請法の対象となった場合は、下請法に基づき3条書面を交付する義務が**あり、**
- ・ 役務委託(著作権の帰属等整理表中、⑧の取引)は、下請法の対象とならない取引(再委託の場合に限り、下請法の「役務提供委託」として同法の対象)であるが、発注・契約締結の段階から役務委託であることについて双方が共通の認識を持つためには、書面やメールなど客観的な記録が残る手段を用いることが望ましい。なお、事後トラブルを回避する観点から、特に書面の交付による方法を用いる場合の参考として、91頁に役務委託の発注書のひな形を添付する。

また、一般に、発注者は受注者に対し、取引上優位にある可能性が高いといえることから、発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきである。その他、本表に必ずしも当てはまらない取引を行う場合は、本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において**契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。**

改訂後(第8版)

すなわち、必ずしも全ての製作取引が本表の①～⑨の類型に直ちに当てはまるわけではなく、複数の組み合わせによって成立する製作取引もあり得る。本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要であるが、本表の類型に当てはまらない場合があることも念頭に、必要に応じて、製作実態なども考慮した取引条件等の見直しを行うことが望ましい。例えば、放送局が局製作番組の製作に当たって、著作権が自社に帰属する前提で、製作会社に対し企画を募集した場合であっても、発注者と受注者の間で、番組の製作における役割分担等を十分に協議し、その結果として著作権が製作会社に帰属すると認められ、著作権の譲渡が行われるときには、それを反映した契約を締結することが必要である。

あわせて、放送番組の製作には様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるため、著作権がどちらに帰属するかに関わらず、窓口業務の取扱いや二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要である。この協議の結果として、製作過程における製作会社の寄与の度合いに応じて二次利用の収益配分等を行うことなども考えられる。その他、取引条件について認識の相違がないよう、協議を行うため、例えば、番組製作に係る事前の協議から放送に至るまでに十分な期間を確保することや、局と製作会社が定期的に意見交換する場を設けるなどの取組を進めていくことが望ましい。

(略)

エ 独占禁止法に関する考え方

(略)

第2 委託者による優越的地位の濫用行為
7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
考え方

役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。以下同じ。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)^(注14)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい^(注15)。

現行(第7版)

なお、必ずしも全ての製作取引が①～⑧に直ちに当てはまるわけではない。例えば、上記③については、表上は外部制作委託(NHK)のみを記載しているが、一部の民放と製作会社間において番組を共同製作し、著作権を共有する契約が存在しており、このような契約については実質的に③に分類される。また、複数の組み合わせによって成立する製作取引もあり得る。本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。

あわせて、放送番組の製作には様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるため、著作権がどちらに帰属するかに関わらず、窓口業務の取扱いや二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要である。この十分な協議を行うための工夫として、例えば、局と製作会社が定期的に意見交換する場を設けるなどの取組が考えられる。親事業者は下請事業者との十分な協議が行われるように様々な取組を進めていくことが望ましい。

(略)

(4) 独占禁止法に関する考え方

(略)

第2 委託者による優越的地位の濫用行為
7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
考え方

役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。以下同じ。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

改訂後(第8版)

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり^(注16)、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っている^(注17)と認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない^(注17)。

ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる^(注18)。

(注14) 二次利用としては、例えば、以下のような場合がある。

(1) 委託者からの発注により、受託者が地上放送用に制作したテレビ番組を、ビデオ化して販売する場合

(2) 委託者からの発注により、受託者が劇場映画用に制作したアニメーションを、インターネットにより配信する場合

(注15) この(1)「考え方」及び下記(2)「独占禁止法上問題となる場合」において示されている考え方は、情報成果物の作成に伴い、受託者に権利が発生・帰属していることを前提としたものである。

しかし、受託者が情報成果物を作成するに当たっては、役務の委託取引に基づき受託者が自己の有する技術、人員等により作成する場合だけでなく、委託者から提供された技術、人員等をも使用して作成する場合がある。

委託者が役務の委託取引を行うに当たり、受託者に自己の有する技術を提供した場合は、役務の委託取引と技術取引とが同時に行われたものとみることができる。このため、情報成果物に係る権利の取扱いについても委託者が提供した技術との関係を考慮して判断されることとなるが、知的財産のうち技術に関するもの利用に係る制限行為に関する独占禁止法上の考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成十九年九月二十八日公正取引委員会)のとおりである。

また、委託者が技術、人員等を提供するなどにより、情報成果物を受託者と共同で作成したとみることができる場合においては、当該成果物に係る権利の譲渡、二次利用及び労務、費用等の負担に係る取決め内容について、委託者と受託者の間で著しく均衡を失し、これによって受託者が不当に不利益を受けることとなる場合には、優越的地位の濫用又は共同行為における差別的取扱い(一般指定第五項)として問題となる。

(注16) 二次利用の制限に対する対価には、二次利用による収益配分の条件とし

現行(第7版)

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っている^(注17)と認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。

ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

(新規)

改訂後(第8版)

て定める場合を含む。

(注17) 当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っていると思われるためには、取引の当事者双方が成果物等に係る権利の譲渡等が取引条件であることを認識し、委託者が成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が含まれることを明示した委託費用を提示するなど、取引条件を明確にした上で交渉する必要がある。

また、違反行為を未然に防止するなどの観点からは、可能な場合には、委託者が委託費用を提示する際に権利の譲渡等に対する対価を明示していることが望ましい。

(注18) 「対価が不当に低い場合」の判断に当たっては、本指針の「第2 3 著しく低い対価での取引の要請」に記載される考え方が適用される。

また、「事実上強制する場合」の具体例として、例えば、受託者が権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、事実上、権利の譲渡を余儀なくさせる場合が挙げられる。

(略)

(略)

第2 委託者による優越的地位の濫用行為
7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

(略)

(2) 問題となり得る取引事例

ア 事例①-1 について

(i) 下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する留意点

本事例①-1 の場合、B局は、B局とA製作会社の間で十分な協議をすることなく契約内容を決めている。また、A製作会社に対して支払われた制作委託費には著作権の対価が含まれていないと考えられる。つまり、著作権の対価分が制作委託費に含まれておらず、不当に低い下請代金 又は報酬の額 が定められたと考えられることから、B局の行為は、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法 上の「買ったとき」に該当し、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがあると考えられる。

(略)

イ 事例①-2 について

現行(第7版)

(略)

(略)

○役務取引ガイドライン

(略)

＜問題となり得る取引事例＞

(1) 事例①-1 について

(i) 下請法に関する留意点

本事例①-1 の場合、B局は、B局とA製作会社の間で十分な協議をすることなく契約内容を決めている。また、A製作会社に対して支払われた制作委託費には著作権の対価が含まれていないと考えられる。つまり、著作権の対価分が制作委託費に含まれておらず、不当に低い下請代金が定められたと考えられることから、上記の運用基準の違反行為事例に照らして、B局の行為は、下請法上の「買ったとき」に該当するおそれがあると考えられる。

(略)

(2) 事例①-2 について

改訂後(第8版)

(i) 下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する留意点

(a) 買ったたきについて

事例①-2についても、事例①-1と同様に考えられる。

下請法上の親事業者 又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定業務委託事業者となる局が、製作を委託する放送番組の素材について、著作権も含めて局(親事業者 又は特定業務委託事業者)に譲渡させることとし、下請事業者 又は特定受託事業者とその対価にかかる十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常の対価に比べて著しく低い下請代金 又は報酬の額を定める場合は、下請法 又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「買ったたき」に該当し、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる おそれがある。(「第2章取引価格の決定」参照)

(b) 不当な経済上の利益の提供要請について

事例①-2の場合のほか、例えば局と製作会社の契約の中に、情報成果物が番組のみであり、「素材」に関しては情報成果物ではなく、契約の対象外であった場合に、局が一方的に「素材」に関しても譲渡させるような行為については、以下の運用基準に記載されているような問題となるおそれがある。なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法も同様に、「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となり得る。

第4 親事業者の禁止行為

7 不当な経済上の利益の提供要請

(4)情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させることは、法第4条第2項第3号に該当する。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-8 委託内容にない情報成果物の提供要請

親事業者は、下請事業者にデザイン画の作成を委託し、下請事業者は CAD システムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

(略)

現行(第7版)

ア 下請法に関する留意点

(i) 買ったたきについて

事例①-2についても、事例①-1 の下請法適用に関する留意点と同様に考えられる。

下請法上の親事業者となる局が、製作を委託する放送番組の素材について、著作権も含めて局(親事業者)に譲渡させることとし、下請事業者とその対価にかかる十分な協議を行わず、局側が一方的に、通常の対価に比べて著しく低い下請代金の額を定める場合は、下請法上の「買ったたき」の問題となる。(「第2章取引価格の決定」参照)

(ii) 不当な経済上の利益の提供要請について

事例①-2の場合のほか、例えば局と製作会社の契約の中に、情報成果物が番組のみであり、「素材」に関しては情報成果物ではなく、契約の対象外であった場合に、局が一方的に「素材」に関しても譲渡させるような行為については、以下の運用基準に記載されているような問題となるおそれがある。

7 不当な経済上の利益の提供要請

(4)情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させることは、法第4条第2項第3号に該当する。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-8 委託内容にない情報成果物の提供要請

親事業者は、下請事業者にデザイン画の作成を委託し、下請事業者は CAD システムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

(略)

改訂後(第8版)

(ii) 独占禁止法に関する留意点

(略)

(参考)「放送の利用許諾」

「放送番組の製作委託契約」ではなく、局が製作会社と放送番組の「放送の利用許諾契約」を結ぶ場合に留意すべき点について記述する。

契約の名目が、放送の利用許諾や放映権等の購入であっても、購入者側が番組内容等を指定している実態にあるときは、下請法 又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上、「委託」に該当し、同法の規制対象となる点について、注意が必要である。

(略)

ウ 事例②について

本事例②の場合、D局は、D局とC製作会社の間で特段の協議をすることなく、窓口業務を決めており、C製作会社から要望したけれども受け入れられなかった。D局の行為は、個別に判断されることになるが、発注事業者のために受注事業者から利益を提供させることにより、受注事業者の利益を不当に害することは、下請法 又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。また、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

○運用基準

第4 親事業者の禁止行為

7 不当な経済上の利益の提供要請

(略)

(3) 望ましいと考えられる事例

本項で掲げる事例のうち、著作権の帰属の取扱いについては、必ずしも下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び独占禁止法上の範囲に属するものではないが、局と製作会社間で行われる望ましいと考えられるものについては、事例として

現行(第7版)

(ii) 独占禁止法に関する留意点

(略)

(参考)「放送の利用許諾」

「放送番組の製作委託契約」ではなく、局が製作会社と放送番組の「放送の利用許諾契約」を結ぶ場合に留意すべき点について記述する。

契約の名目が、放送の利用許諾や放映権等の購入であっても、購入者側が番組内容等を指定している実態にあるときは、下請法上、「委託」に該当し、同法の規制対象となる点について、注意が必要である。

(略)

(3) 事例②について

本事例②の場合、D局は、D局とC製作会社の間で特段の協議をすることなく、窓口業務を決めており、C製作会社から要望したけれども受け入れられなかった。D局の行為は、個別に判断されることになるが、親事業者のために下請事業者から利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあると考えられる。また、役務取引ガイドラインでは、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」について、その考え方と、独占禁止法上問題となる場合として、以下のように解されている。

○下請法

(略)

<望ましいと考えられる事例>

本項で掲げる事例のうち、著作権の帰属の取扱いについては、必ずしも下請法及び独占禁止法上の範囲に属するものではないが、局と製作会社間で行われる望ましいと考えられるものについては、事例として掲げている。

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p>掲げている。</p> <p>ア 著作権の帰属</p> <p>(略)</p> <p><u>⑧I局は、製作会社が企画提案を行い、局からも制作プロデューサーが参加するなど、制作業務を局と製作会社が共同して行う場合には、著作権を共有する形で契約している。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 著作権の対価</p> <p>(略)</p> <p><u>⑤E局は、制作協力であることを前提として企画募集を行ったが、企画が採択された製作会社との協議において、実態として、権利処理や予算の差配も含め製作会社が主体となって製作するため、原始的な著作権は製作会社に帰属すると考えられるとの説明が同社からあったことから、E局は著作権を自社に帰属させるに当たり、製作会社に著作権譲渡の対価を支払う旨の契約をした。</u></p> <p>2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>第4 親事業者の禁止行為</p> <p>5 買ったたき</p> <p><u>(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。</u></p> <p>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常の対価」という。)をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の</u></p>	<p>(1) 著作権の帰属</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 著作権の対価</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引</p> <p>< 基本的な考え方 ></p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>法第4条第1項第5号で禁止されている買ったたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。</p> <p>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常の対価」という。)をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱う。</u></p>

改訂後(第8版)

現行(第7版)

額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額
イ 当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著
しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上
昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握する
ことができる場合において、据え置かれた下請代金の額

買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常のと価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-13 その他の買ったたき

(2) 親事業者は、制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常のと価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(中略)

7 不当な経済上の利益の提供要請

(4) 情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させることは、法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請)に該当する。

(略)

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法においても、「買ったたき」や「不当な経済上の利益提供要請」が規制されている。

(2) 問題となり得る取引事例

(略)

買ったたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常のと価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

5 買ったたき

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-13 その他の買ったたき

(2) 親事業者は、制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常のと価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

(中略)

7 不当な経済上の利益の提供要請

(4) 情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させることは、法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請)に該当する。

(略)

(略)

(新規)

〈問題となり得る取引事例〉

(略)

改訂後(第8版)

本事例の場合、前述の運用基準の「7 不当な経済上の利益の提供要請」に記載されているように、A製作会社に著作権が帰属する場合に、親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して著作権の譲渡や、著作権収入の配分を求める場合、及び親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して当該楽曲以外のカップリング曲やアルバム曲の著作権収入の配分を求める場合は、下請法上「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となるおそれがある。フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様に、「不当な経済上の利益の提供要請」として、同法上問題となるおそれがある。

また、番組の製作委託の対価について、一方的に通常の対価に比べて著しく低い対価を決定する場合には、上記運用基準の5-13(2)のように、「買ったたき」として、下請法上問題となるおそれがある。フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様に、「買ったたき」として、同法上問題となるおそれがある。

3. アニメの製作に関する取引
(略)

(略)

第2 委託者による優越的地位の濫用行為

7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
(2)独占禁止法上問題となる場合

(略)

第4 独占禁止法及び下請法上の評価

4 著作権の帰属と二次利用の在り方を巡る問題

(2) 二次利用の在り方

ア 二次利用収益の配分についての考え方

(ア)略

(イ)独占禁止法及び下請法上の評価

(略)

現行(第7版)

本事例の場合、前述の運用基準の「7 不当な経済上の利益の提供要請」に記載されているように、A製作会社に著作権が帰属する場合に、親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して著作権の譲渡や、著作権収入の配分を求める場合、及び親事業者であるB局が無償で、A製作会社に対して当該楽曲以外のカップリング曲やアルバム曲の著作権収入の配分を求める場合は、下請法上「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となるおそれがある。

また、番組の製作委託の対価について、一方的に通常の対価に比べて著しく低い対価を決定する場合には、上記運用基準の5-13(2)のように、「買ったたき」として、下請法上問題となるおそれがある。

3. アニメの製作に関する取引
(略)

(略)

7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
(2)独占禁止法上問題となる場合

(略)

ア 二次利用収益の配分についての考え方

(イ)独占禁止法及び下請法上の評価

(略)

【第4章 取引内容の変更・やり直し】

1. 基本的な考え方

ア 下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方

下請法上、親事業者は下請事業者に対して「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は受領後に(略)給付をやり直させること」により、「下請事業者の利益を不当に害してはならない。」(下請法第4条第2項第4号)とされている。

(略)

○運用基準

第4 親事業者の禁止行為

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

(4) 情報成果物作成委託においては、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合には、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは下請法上問題とならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。

(略)

³³ 「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。(運用基準「4 親事業者の禁止行為」「8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」(2))。

(略)

³⁴ 取引内容の変更及びやり直しについて問題と考えられる事例(※)について聞いたところ、令和5年度調査における放送事業者からの回答では「問題と考えられる事例はなかった」が96.0%であったが、番組製作会社からの回答では放送事業者との取引においては「問題と考えられる事例はなかった」が73.6%、番組製作会社との取引に

<基本的な考え方>

(1) 下請法の考え方

下請法上、親事業者は下請事業者に対して「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は受領後に(略)給付をやり直させること」により、「下請事業者の利益を不当に害してはならない。」とされている。

(略)

(新規)

「情報成果物作成委託においては、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合には、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは下請法上問題とならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。」

(略)

²⁸ 「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

(略)

²⁸ 取引内容の変更及びやり直しについて問題と考えられる事例(※)について聞いたところ、令和元年度調査における放送事業者からの回答では「問題と考えられる事例はなかった」が89.3%であったが、番組製作会社からの回答では放送事業者との取引においては「問題と考えられる事例はなかった」が75.3%、番組製作会社との取引に

改訂後(第8版)

おいては「問題と考えられる事例はなかった」が 72.7%となっている。

なお、公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」によると、「(発注内容を変更されたことがある)」と回答したテレビ番組制作会社 21 名に対し、「当該発注内容の変更に伴う費用を負担させられたことがある」かを聞いたところ、回答のあった 21 名のうち、「ある」が 7 名 (33. 3%)、「ない」が 14 名 (66. 7%)であった。

(※) 令和 5 年度のアンケート調査票に記載した「問題と考えられる事例」は以下のとおり。

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注 した。
2. 当初の発注書や契約書の記載通り(貴社が、発注書等に記載のない番組制作会社からの提案を了承した場合を含む。)に番組が制作され、番組制作会社に瑕疵はないにも関わらず、一部又は全部のやり直しを求めた。
3. 製作委託をした番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることが発見出来るようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを求めた。
4. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請した。

(上へ移動)

(略)

なお、フリーランスとの取引が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合にも同様に、「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」として、同法上問題となり得る。

イ 独占禁止法の考え方

(略)

現行(第7版)

おいては「問題と考えられる事例はなかった」が 51.8%となっている。
(下より移動)

(※) 令和 元 年度のアンケート調査票に記載した「問題と考えられる事例」の一部は以下のとおり。

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
2. 発注者から製作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は発注者の了解を得て納入した後に、番組制作会社に瑕疵は無いにも関わらず、発注者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。

なお、公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」23 頁(平成 27 年 7 月 29 日)によると、「(発注内容を変更されたことがある)」と回答したテレビ番組制作会社 21 名に対し、「当該発注内容の変更に伴う費用を負担させられたことがあるかを聞いたところ、回答のあった 21 名のうち、「ある」が 7 名 (33. 3%)、「ない」が 14 名 (66. 7%)であった。」

(略)

(新規)

(2) 独占禁止法の考え方

(略)

改訂後(第8版)

第2 委託者による優越的地位の濫用行為

4 やり直しの要請

(1) 考え方

(略)

提供を受けた役務の内容が委託時点で取り決めた条件に満たない場合には、委託者がやり直しを要請することは問題とならないが、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、その一方的な都合でやり直しを要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい^(注11)。

(略)

(注11) 役務の成果物が取引対象となる取引にあつては、受託者が成果物を試作した後でなければ具体的な仕様等が確定できないため、委託者が当該試作品につきやり直しを要請する場合がある。このような場合に、当該やり直しに係る費用が当初の対価に含まれていると認められるときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用として問題とはならない。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

(略)

① 委託者側の一方的な都合により取引の対象となる役務の仕様等を変更したにもかかわらず、その旨を受託者に伝えないまま、受託者に継続して作業を行わせ、仕様に合致していないとして、受託者にやり直しをさせる場合

② 役務の提供を受ける過程で、その内容について了承したにもかかわらず、提供を受けた後に受託者にやり直しをさせる場合

③ 提供を受けた役務について、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、委託内容と異なることや瑕疵があることなどを理由として、受託者にやり直しをさせる場合

④ 受託者が委託者に対し仕様ないし検査基準の明確化を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを明確にしないまま、仕様等と異なることや瑕疵があることなどを理由として、受託者にやり直しをさせる場合

(略)

現行(第7版)

第2 委託者による優越的地位の濫用行為

4 やり直しの要請

(1) 考え方

(略)

提供を受けた役務の内容が委託時点で取り決めた条件に満たない場合には、委託者がやり直しを要請することは問題とならないが、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、その一方的な都合でやり直しを要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

(新規)

(2) 独占禁止法上問題となる場合

(略)

(新規)

② 役務の提供を受ける過程で、その内容について了承したにもかかわらず、提供を受けた後に受託者にやり直しをさせる場合

(新規)

(略)

改訂後(第8版)

(略)

2. 問題となり得る取引事例

(略)

また、事例①～④がフリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる取引の場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の「不当な給付内容の変更及びやり直し」に該当し、同法上問題となるおそれがある。

(略)

現行(第7版)

(略)

2. 問題となり得る取引事例

(略)

(新規)

(略)

改訂後(第8版)	現行(第7版)
【第5章 就業環境の整備】	(新規)
<p data-bbox="69 212 336 247">1. 長時間労働対策</p> <p data-bbox="69 247 336 282">(1) 基本的な考え方</p> <p data-bbox="69 282 1108 478"><u>平成30年12月に「振興基準」が改正されたことに伴い、「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設され、親事業者は、下請事業者への委託契約番組であっても、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握すること等に努め、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされている。</u></p> <p data-bbox="69 478 1108 630"><u>具体的には下請事業者の労働時間短縮等の妨げとなる急な発注・短納期の発注や、発注内容の変更等を抑制するものとされており、親事業者の都合により、やむを得ず下請事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ないような発注等を行う場合には、親事業者はその追加コストを負担するものとされている。</u></p> <p data-bbox="69 630 1108 933"><u>一方で、令和5年度「放送コンテンツ制作取引実態調査」によれば、「取引先が働き方改革関連法が遵守できるよう配慮しているか」との設問に対して、「配慮していない場合があった」「分からない」等と回答した親事業者の50.4%が「番組制作会社の稼働状況や労働条件等を把握できないから」と回答し、16.1%が「(取引先の)番組制作会社がみずから遵守すべきことだから」と回答している。しかし、親事業者は、下請事業者との間の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すべきであり、下請事業者側の就業環境についても配慮することは不可欠である。</u></p> <p data-bbox="69 933 1108 1165"><u>令和2年4月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されている。制作会社等の下請事業者が働き方改革関連法を遵守できるよう、親事業者は下請事業者に対して、適正な対価のないままに短い納期の設定を行ったり、発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底することを含め、下請事業者への発注時期、方法及び内容と、それに伴う制作期間や制作費が適正であるか否かについて、親事業者と下請事業者が十分に協議したうえで契約を取り交わすことが重要である³⁶。</u></p> <p data-bbox="69 1165 1108 1401"><u>³⁶ 令和5年度「ガイドライン遵守状況調査」においては、「発注者の働き方改革に合わせてスケジュールを変えられたり」ということはあるが、制作期間が延びることに対して発注者から代替案を出されることはない」「夜間に定例会議が設定されているが、残業手当分の追加的な支払いを相談しても対応してもらえない」などの声が聞かれた。</u></p>	(新規)

6 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- (1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、下請事業者と取引を行うものとする。
- (2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。
- (3) 大企業である親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、下請事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

[親事業者による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例]

- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- ② 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額
- ③ 親事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延
- ④ 親事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請
- ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥ 納期又は工期の特定時期への過度な集中

(出典)中小企業庁 下請中小企業振興法 振興基準

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyun/zenbun.pdf>>

また、放送コンテンツの製作現場においては、放送日が決まっており、発注時点で十分な製作期間が確保できないことがあることから、長時間労働が発生しやすい構造にあると言える。可能な限り、企画段階から、余裕のある製作スケジュールを確保するように心がけ、発注時期を早められるよう、業界の慣行を変えていくことが重要である。

(2) 望ましいと考えられる事例

- ① 番組のジャンルにもよるので一概には言えないが、ドラマの撮影においては、1週間のうち連続して撮影する日の上限を設定し、休日は2日続けて設定するように指導している。
- ② 会議のリモート化が進んでおり、発注者(放送局)との会議は夜間に行わないよう配慮し、会議時間も2時間以内と決まっている。パソコンのログもシステムで収集・管理されている。
- ③ 新たに委託担当となった者、委託担当経験の長い者も含めて毎年研修を実施しており、深夜のメールや電話は控えるなど「つながらない権利」を強調して伝えている。
- ④ 制作スケジュールの都合で全員が休日が取れない場合は、スタッフをスポット的に補充するなどして、交代で休ませるようにしている。

2. ハラスメント対策

(1) 基本的な考え方

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメント防止措置については、全企業に義務化されており、また、下請振興法「振興基準」では、親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議において、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等によって、当該下請事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加え、下請事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとされている。

また、放送コンテンツの製作現場においては、親事業者と下請事業者との間の取引のみならず、多様な取引形態に起因して様々な形でのハラスメントが問題となるところであり³⁷、放送に関わる全ての人々の人権を尊重し、あらゆるハラスメントや人権侵害が行われないように努めることが重要である。

例えば、親事業者と下請事業者それぞれが相談を受けられる体制を構築するとともに、誰がハラスメントの防止について責任をもっているのかを予め決定しておくことや、製作に入る前に研修会・講習会などを実施して、ハラスメントに対する共通認識を持つことが必要である。その際は、番組のジャンルごとに、ハラスメントのリスクや必要な支援が異なってくることに十分留意し、きめ細やかな対策を行うことが求められる

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に定める「特定受託事業者」(いわゆるフリーランス)に業務を委託する場合には、同法第14条において、「業務委託におけるハラスメントにより、特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない」とされていることから、発注者は、取引の形態や受注者が個人であるか法人であるかを問わず、相談窓口を整備し、周知を徹底することなど同法に規定された必要な措置を講じなければならない。しなければならない。

³⁷ 第25回「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」におけるヒアリングでは、「フリーランス・トラブル110番」に寄せられた放送コンテンツ製作に関わる相談傾向として最も多い相談はハラスメントであり、ハラスメントを行ったのは必ずしも発注者(社員)とは限らず、同じフリーランス、共演者、製作会社など様々であったとの報告があった。

³⁸ 令和5年度「ガイドライン遵守状況調査」においては、「放送局のハラスメント相談窓口は下請事業者も利用できることになっているが、そのことが周知されていない」「放送局のハラスメント相談窓口に通報したが、社内の職員が担当として対応しており、相談がしづらく、十分な対応をしてもらえなかった」などの声が聞かれた。

(2) 望ましいと考えられる事例

- ① 放送局のハラスメント相談窓口は、外部委託先のスタッフも利用できることとなり、外部の弁護士法人に相談対応を委託している。相談窓口の連絡先は、入館登録する際の説明会で説明しており、IDの裏面にも記載している。
- ② 新しいドラマがクランクインする顔合わせの度に、スタッフ・キャストが参加する「リスペクトトレーニング」を実施している。(リスペクトトレーニングとは、「相手に敬意を払っているか」という観点でディスカッションをするトレーニング手法。)
- ③ 年に一度、コンテンツ製作に関わる外部のディレクターやプロデューサーを対象にした勉強会を開催し、コンテンツ製作におけるリスクや注意点などについて説明を行っている。
- ④ ドラマの内容によっては、撮影現場においてインティマシー・コーディネーター(性的なシーンで制作側の意図を的確に俳優に伝え、演じる俳優を身体的、精神的に守りサポートする職種)を起用する場合もある。
- ⑤ アシスタント・ディレクター(AD)を対象に「3か月先にやりたいことはあるか」

改訂後(第8版)

現行(第7版)

「ADの仕事にふさわしくないことをやらされたか」などの質問項目で、無記名形式のアンケートを行って実態把握を行っている。

⑥ 製作会社として社内にハラスメント相談窓口を設置するとともに、年に一回、全社員を対象に、法律の専門家による「ハラスメント防止研修」を行っている。

改訂後(第8版)	現行(第7版)
【第6章 その他】	【第5章 その他】
<p>1. 下請代金 <u>又は報酬</u> の減額 (略) <u>なお、フリーランスとの取引においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに報酬を減額することは同法上禁止されている。</u> (略)</p> <p>2. 支払期日の起算日 (1) 基本的な考え方 <u>ア 下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方</u> (略)</p> <p>同じく運用基準では、「想定される違反事例行為」として、放送日を支払起算日とすることによる支払遅延の違反行為事例が <u>次</u> のように挙げられている。 (略)</p> <p><u>なお、フリーランスとの取引が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、特定業務委託事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内において、かつ、できるだけ短い期間内において報酬の支払期日を定めること、及び同日までに報酬を支払うことが義務とされている(同法第4条第1項及び第5項)。また、再委託の場合については、例外的な支払期日を定めることが可能であり、この場合にも同日までに報酬を支払うことが義務とされている(同法第4条第3項及び第5項)。</u></p> <p>イ 下請代金 <u>又は報酬</u> の支払い方法の考え方 (i) 基本的な考え方 下請法又は <u>下請振興法</u> (下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)) の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、<u>振興基準</u> (下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準)(平成28年経済産業省告示第290号。以下「振興基準」という。) では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。</p>	<p>1. 下請代金の減額 (略) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>2. 支払期日の起算日 <u>＜基本的な考え方＞</u> (1) 下請法の考え方 (略)</p> <p>同じく運用基準では、「想定される違反事例行為」として、放送日を支払起算日とすることによる支払遅延の違反行為事例が <u>以下</u> のように挙げられている。 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>イ 下請代金の支払い方法の考え方 (i) 基本的な考え方 下請法又は <u>下請中小企業振興法</u> (昭和45年法律第145号) の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「<u>下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準</u>」(平成28年経済産業省告示第290号。以下「振興基準」という。) では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。</p>

改訂後(第8版)

なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引を行う場合にも同様に、報酬の支払はできる限り現金によることが原則である。

(ii) 支払手形について

下請法上、手形による下請代金の支払も認められている⁴⁰が、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。

なお、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」(令和6年4月30日付け官房審議官通知。同年11月1日施行)により、手形が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準について、業種を問わず60日となっているので、留意が必要である。

⁴⁰ フリーランス・事業者間取引適正化等法上も同様に、手形による報酬の支払が認められている。

(略)

(3) 望ましいと考えられる事例

①A局では、放送番組製作委託契約について、支払期日を「放送日」起算で処理していたが、「受領日から60日以内」を遵守するため、「納入日」起算に変更した。納入された翌月初に会計処理がなされ、当該月中に支払が行われるようにしている。
(略)

4. トンネル会社の規制

(略)

また、下請法第3条では、「親事業者は、発注に際して公正取引委員会規則に定める事項を記載した書面を下請事業者に交付する義務がある」とされている。

なお、フリーランスとの取引に、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合も同様に、直接フリーランスに業務委託をしていなくとも、実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる別の事業者が存在する場合には、当該事業者が「業務委託をする事業者」に該当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用を受けることとなる。実質的にフリーランスに業務委託をしているといえるかは、委

現行(第7版)

(ii) 支払手形について

手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。

平成28年12月に発出された「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長)では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするように定められているので、留意が必要である。

(略)

(3) 望ましいと考えられる事例

①A局では、放送番組製作委託契約について、支払期日を「放送日」起算で処理していたが、下請法改正後、「受領日から60日以内」を遵守するため、「納入日」起算に変更した。納入された翌月初に会計処理がなされ、当該月中に支払が行われるようにしている。
(略)

4. トンネル会社の規制

(略)

また、下請法第3条では、「親事業者は、発注に際して公正取引委員会規則に定める事項を記載した書面を下請事業者に交付する義務がある」とされている。

(略)

改訂後(第8版)	現行(第7版)
<p><u>託の内容(物品、情報成果物又は役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等)への関与の状況のほか、必要に応じて反対給付たる金銭債権の内容及び性格、債務不履行時の責任主体等を、契約及び取引実態から総合的に考慮した上で判断される。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 下請事業者の振興のための取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>加えて、<u>第5章にも記載したとおり、発注者は、就業環境の問題を下請である受注者の問題とせず、サプライチェーン全体の中での人権侵害や働き方についても十分配慮すべきであり、発注者・受注者の間でそれぞれの現状と課題について情報共有を行った上で、業界全体で持続可能な人材育成・人材確保について考えていくことが重要である。また、人権侵害や働き方への配慮は、国内での製作現場のみならず、海外で製作する場合にも同様に必要である。</u></p> <p><u>以上の点を踏まえて、サプライチェーン全体の付加価値向上と発注者・受注者の間の共存共栄を目指すため、とりわけ発注者においては、下請企業との望ましい取引慣行(取引適正化の重点5課題)を宣言する「パートナーシップ構築宣言」⁴³を行うことが推奨されている。</u></p> <p>⁴³ <u>事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。宣言するのは、(1)サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)及び(2)下請企業との望ましい取引慣行の遵守。(2)は特に、取引適正化の重点5課題(①価格決定方法、②型管理などのコスト負担、③手形などの支払条件、④知的財産・ノウハウ、⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ)について遵守することを宣言する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4 6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善</p> <p>(1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働などによる長時間労働<u>及び</u>、これらに伴う割増賃金の未払い<u>等</u>、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう十分に配慮<u>して</u>、<u>下請事</u></p> </div>	<p>5. 下請事業者の振興のための取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>加えて、平成30年12月に「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」が改正された。この改正に伴い「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設され、親事業者は、下請事業者への委託契約番組であっても、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握すること等に努め、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされている。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4 6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善</p> <p>(1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払い<u>など</u>、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。</p> </div>

改訂後(第8版)

業者と取引を行うものとする。

(2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。

(3) 大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、下請事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

(略)

(2) 望ましいと考えられる事例

(略)

現行(第7版)

(2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。

(3) 大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請を行わないものとする。

(略)

(2) 望ましいと考えられる事例

(略)